⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成12年度以降に元請けとして、航路又は泊地における、グラブ浚渫船を使用した50,000㎥以上の浚渫工事の施工実績を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成12年度以降に元請けとして、浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事の施工実績を有する者であること。

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成12年度以降に元請けとして、航路又は泊地における、グラブ浚渫船を使用した50,000㎥以上の浚渫工事の施工実績を有する者であること。

さらに、他の構成員は、平成12年度以降に元請けとして、浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事の施工実績を有する者であること。

なお、①、②及び③において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成12年度以降に元請けとして、次の１）又は２）のいずれかの施工実績を有する者であること。なお、２）は主任技術者又は監理技術者に若手(40歳未満)を配置すること。

１）航路又は泊地における、グラブ浚渫船を使用した20,000㎥以上の浚渫工事

２）グラブ浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事

ただし、下記の条件を全て満たす指導員により、配置予定主任技術者又は監理技術者への現地指導を定期的（１回／月以上、半日以上／回）に行うこと。

ア）航路又は泊地における、グラブ浚渫船を使用した30,000㎥以上の浚渫工事の施工経験を有する者

イ）地方整備局（港湾空港関係）が発注した平成12年度以降の同工事種別（港湾等しゅんせつ工事）において、元請の立場［現場代理人又は主任（監理）技術者］での施工実績を５件以上有する者

ウ）１級土木施工管理技士、１級建設機械施工技士又は技術士（建設部門又は総合技術管理部門）の有資格者で、資格取得後10年以上の者

エ）自社職員であること

オ）現場に半日（４時間）以内に到着可能な場所を勤務地としている者

カ）当該工事及び他工事において、主任（監理）技術者、担当技術者又は現場代理人として従事していない者

③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成12年度以降に元請けとして、浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事の施工経験を有する者であること。

④　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、平成12年度以降に元請けとして、次の１）又は２）のいずれかの施工経験を有する者であること。なお、２）は主任技術者又は監理技術者に若手（40歳未満）を配置すること。

１）航路又は泊地における、グラブ浚渫船を使用した20,000㎥以上の浚渫工事

２）グラブ浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事

ただし、下記の条件を全て満たす指導員により、配置予定主任技術者又は監理技術者への現地指導を定期的（１回／月以上、半日以上／回）に行うこと。

ア）航路又は泊地における、グラブ浚渫船を使用した30,000㎥以上の浚渫工事の施工経験を有する者

イ）地方整備局（港湾空港関係）が発注した平成12年度以降の同工事種別（港湾等しゅんせつ工事）において、元請の立場［現場代理人又は主任（監理）技術者］での施工実績を５件以上有する者

ウ）１級土木施工管理技士、１級建設機械施工技士又は技術士（建設部門又は総合技術管理部門）の有資格者で、資格取得後10年以上の者

エ）自社職員であること

オ）現場に半日（４時間）以内に到着可能な場所を勤務地としている者

カ）当該工事及び他工事において、主任（監理）技術者、担当技術者又は現場代理人として従事していない者

⑤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

なお、②、③及び④において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。

⑹　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　本工事に係る施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊特記仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。

なお、特定建設工事共同企業体において、技術提案又は標準案の施工計画の提出は１提案とする。

以上のとおり、提出された施工計画（標準案又は技術提案）が適正であること。

⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

入札参加者は、価格及び本工事においての施工体制及び技術提案をもって入札を行い、下記３⑴の要件に該当する者のうち、下記３⑵によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、下記３⑶による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑴　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。